

第 1 回 宝が池公園施設整備事業者選定部会 摘録

1 開催日時

令和 6 年 1 1 月 6 日（水）午前 1 0 時～午前 1 1 時 5 0 分

2 開催場所

京都市役所 分庁舎 4 階 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

○ 部会員（5 名全員が出席）

部会長 山口 敬太

部会員 奥田 希充子

部会員 黒木 要州

部会員 内藤 光里

部会員 二股 茂

○ 事務局

建設局みどり政策推進室	室長	永田 盛士
	公園利活用第一課長	千垣内 麻衣
	公園利活用第三係長	杉左近 昭太
	公園利活用第三担当	奥村 明子

4 次 第

(1) 開会、挨拶

(2) 部会員の紹介【公開】

(3) 議題

・ 募集要項（案）について【公開】

・ 審査項目及び審査基準（案）について【非公開】

(4) 閉会

5 会議録

[摘録] <部：部会員、事：事務局>

(1) 募集要項（案）について【公開】

(質疑応答)

部：

要項 2 ページ、埋蔵文化財の有無について確認する。現在、試掘調査中とのことであるが、いつ頃結果がわかるのか。また、現時点で、北側市有地が活用できる可能性の見込みを教えてください。

事：

埋蔵文化財の試掘は、今週末で調査完了を予定している。その後、1～2週間程度で調査結果が出てくる予定であり、それを本募集に関する基礎資料とする。

北側市有地が活用できる可能性については、現在、焼物片が確認されており、埋蔵文化財があることは確実に判明しているが、例えば、30cm以上の盛土等保護層を確保すれば、その上の土地活用ができる。埋蔵文化財の存在が、北側市有地の土地利用の可能性の幅を極端に狭めるものではないと想定している。

部：

引き続き調査を実施したうえで、適切に対応を進めてもらいたい。

次に、要項 1 2 ページの使用料について確認する。公園施設の最低使用料は、菖蒲園も北側市有地も同額か。分けることは考えているのか。

事：

菖蒲園・北側市有地とも同じ額の使用料で提案いただく想定で、分けることは考えていない。菖蒲園は必ず提案してもらい、北側市有地は必要があれば任意で提案できることとしている。

部：

要項 6 ページの「宝が池みらい共創会議への支援についての提案」について。最終的に共創会議と事業者との間で協定を締結することのだが、実際の支援内容は二者間で調整されるのか。

事：

協定締結の前に、事業者が提案する内容と、共創会議の望むことがマッチするよう、詳細の擦り合わせが必要と考えている。設置許可候補事業者が決定した後、共創会議と当該事業者の二者間で協議いただき、公園施設の供用が始まるまでの間のできる限り早いうちに、協定締結ができればと考えている。

部：

二者には、京都市も含まれているのか。

事：

二者のうち的一方、共創会議の構成員に、京都市も含まれている。

部：

事業者が決定するまでに、その協議をするということか。

事：

協議のタイミングは、設置許可候補事業者が決定された後である。

部：

設置許可候補事業者の決定とは、あくまで「第一候補」の事業者を特定するという事。その事業者が提案してきた内容を基に、事業者と京都市、あるいは事業者と共創会議とが協議して詳細を詰め、最終的に決定した事項を協定書にまとめて締結するという理解で良いか。

事：

そのとおり。

部：

要項7ページの事業期間「20年」について。事業終了後に解体・撤去を行い、原状回復することだが、せっかく作った施設を、20年後に必ず解体しなければならないのか。

事：

原則20年としているが、京都市が特別に認める場合は延長することも考え得る。必ず全撤去とするかどうかは、20年先の状況、その時の公園利用者のニーズ等を踏まえての判断となる。

部：

将来のことは京都市の判断ということか。

事：

京都市と事業者の双方で協議のうえで決定していくことになる。
都市公園法の設置許可の期間については10年、延長する場合はさらに10年と記載があるため、20年という区切りを設けている。
ただ、その後も設置許可を必要とするかは、その段階での協議によるものとなる。

部：

地質調査はどの範囲で実施しているのか。菖蒲池や北側市有地等、様々な場所があり、それぞれ提案内容に影響があると思うが。

事：

地質調査については、京都市で既存の資料の有無を調査したが特になかった。実際に工事に入られる際には、事業者の負担で地質調査をしていただかないといけない。提案内容の検討に影響するかもしれないが、地質調査資料がないということを示すことしかできない。

部：

例えば、埋蔵文化財のエリアの地層が良くなければ、提案しても実際の計画が変わってくることも考えられる。

事：

「地質調査を実施していない」と要項に明記した方が良いか。

部：

その方が良いと思う。京都市が現況を調査して結果を開示するのは埋蔵文化財関係のみか。

事：

そのとおり。

部：

要項 6 ページの「宝が池みらい共創会議への支援についての提案」について、支援とは具体的にどのようなことを考えているのか。

事：

支援の具体的なイメージは、審査と直結する部分もあるので、現時点では非公開としている。6 ページの黒塗り箇所に記載しているので、後ほど、非公開の審議の中で、改めて説明させていただく。

部：

要項 1 ページの趣旨に、宝が池公園の課題として、自然環境の保全・再生が挙げられている。公園施設を建てれば、そのエリアの自然環境・生物多様性に影響すると考えられるが、その辺りのことについて、事業者が調査等を行うのか。もしくは、既に共創会議のどなたかが調査をしているのか。

事：

自然環境や生物多様性は宝が池公園の魅力の源であり、また、その保全・再生が急務であるのは間違いない。一方で、共創会議の議論では、公園の全域で保全・再生が必要と捉えるのではなく、「自然の保全・再生に注力するエリア」と「今後更なる利活用が期待できる交流の拠点」等にエリア分けをし、それぞれの性質に沿った魅力向上の取組を行っていくこととした。公募対象の菖蒲園は、交流拠点の中から選んでいる。

菖蒲園は、広場状の作りになっているが、樹木があり、池にも近い。施設整備によって何らかの影響はあるだろうが、事業者には、出来得る限り自然環境と調和した提案を考えていただくことを、募集条件に定めている。

事業者の負担で自然・生物に関する調査をすることまでを募集条件に盛り込んではいないが、共創会議のメンバーには、池の生物のモニタリング等をされている団体があるので、適宜連携していきたい。

部：

地質調査の件を要項に明記するとの御意見は反映し、その他は概ねこの要項（案）の内容で問題ないということで、了承して良いか。

部：部会員

（異議なし）

部：

では、そのように決定する。

以上